
日本古代の籍帳類にみる死亡人

古尾谷知浩

はじめに

戸籍・計帳、とりわけ計帳についての研究史は膨大な蓄積があるが、現段階の研究を考える上での出発点として、鎌田元一¹⁾の業績を挙げることは許されるであろう。鎌田は、手実・歴名・目録という、広義で計帳とされるものの種別を厳密に押さえた上で、歴名の京進・非京進の問題を議論した。以後、京進問題の論点について論争が展開されることになる²⁾が、そのほかの論点として、勘会制の中で計帳を位置づける研究³⁾があり、また、正倉院文書研究の深化により、作成過程を詳細に復元する研究⁴⁾が進展した。これに加え、出土文字資料である漆紙文書の中の籍帳関係文書と照らし合わせた研究⁵⁾も行われているが、近年、漆紙文書の出土事例が増加し⁶⁾、改めて正倉院文書と合わせて総合的に理解することが課題として浮かんでくる。

そこで、本稿では、漆紙文書中の籍帳関係文書を検討し、従来研究が蓄積されている正倉院文書中の籍帳との関係を明らかにする作業を行いたい。その際、中心的に取り上げる論点として、死亡人の扱いについて注目する。前年度計帳をもとに当年度の計帳を作成する際に、1年間の異動を把握する必要があるが、その間の事情が最も端的にあらわれるのが死亡人であるためである。

第1節 法制史料にみる戸籍・計帳の作成過程——死亡人の把握を中心に

本節では、周知のことに属するが、法制史料から判明する籍帳の作成過程を整理し、死亡人の取り扱いを検討する。

まず、養老令（以下同じ）戸令18造計帳条によれば、計帳は、毎年6月30日以前に京国官司が所部の手実を徴収し、それに基づいて式によって帳を作り、8月30日以前

に太政官に申送ることになっていた。なお、計帳の諸段階について整理しておくならば、手実^レは各戸から徴収した申告書（あるいはそれを清書したもの）、歴名は、手実^レに基づいて作成された、各戸の構成員名を列記した帳簿で、統計部・歴名部・別項部からなるもの、目録は、「大帳」とも呼ばれる統計文書で、これが狭義の計帳になる。

計帳作成は、調庸の納入手続と連動している。賦役令5計帳条によれば、京進された計帳（大帳）は、直ちに民部省に付され、主計寮で庸の額が計算され、衛士・仕丁・采女のほか、役民に支給する食料として差配し、9月30日以前に太政官に報告することになっていた。また、諸国からの調庸納入については、賦役令3調庸物条によれば、8月中旬に輸納を開始し、近国は10月30日以前、中国は11月30日以前、遠国は12月30日以前に納入し終わる規定であった（ただし、調糸は7月30日以前）。同条には「若調庸未^レ発^レ本国^一間、有^二身死者^一、其物却還。」とあり、貢調使などが出発する前に死亡した者の調庸については、返却する定めであった。なお、令意では、調庸が本国を発つ前の死亡人が対象であるが、『令集解』当該条古記・令釈・『令義解』は、調庸納入期限から所定の行程日数を遡った時点以前としている。戸令との整合性でいえば、必然的に大帳作成以後の死亡人の取り扱いが問題となるが、古記所引請事・令釈所引起請は、調帳を作成した後の死者は、別紙にて報告するとしている。

一方、一般に、課口などが死亡した場合は、賦役令13口及給侍条に、「凡課口及給侍老疾人死者、限^二十日内^一、里長与^二死家^一、注^二死時日月^一、経^二国郡司^一、印記。」とあり、死後10日以内に国郡司に報告する規定である。なお、課口など以外の死亡人については、『令集解』当該条古記・令釈・『令義解』によれば、告朔時または計帳作成時に申告することになっていた。

戸籍については、戸令19造戸籍条によれば、6年に1度作るようになっており、11月上旬に式によって作り始め、3通作成の上、5月30日以前に太政官に2通申送り、1通は国に留めることになっていた。

次に、延喜式制を見ておこう。主計寮式には、「大帳式」が掲載されているが、ここで、前年度計帳との異動を記した項目の中に、死亡人の数が計上されている。なお、この大帳式は、『続日本紀』養老元年（靈龜3、717）5月辛酉条に「以^二大計帳・四季帳・六年見丁帳・青苗簿・輸租帳等式^一、頒^二下於七道諸国^一。」とあるうちの、「大計帳」にあたると考えられている。このほか、主計寮式勘大帳条によれば、「去年大帳後死帳」と「今年死亡帳」とを照合する規定があり、また、諸国大帳後死条によれば、大帳後死と年中死とを比較して、大帳後死の人数が不当に多い場合には、超過分の死者の調庸を徴収することになっていた。以上のことから、京進されるべき死亡人関係の帳簿として、「大帳後死帳」と「死亡帳」が存在したことがわかる。「大帳後死帳」は、先述の大帳作成以後の死亡人を記録した帳簿にあたり、「死亡帳」は、1年間の死者のみを抜き出した帳簿ということになる。なお、『政事要略』56交替雑事、大帳枝文の中には、「死亡帳」

や「逃亡帳」がみえている。

以上、法制史料にみえる籍帳作成過程と死亡人の取り扱いを整理したが、ついで、実際の文書について検討してみたい。

第2節 正倉院伝来籍帳類の分析

本節では、正倉院文書の中の計帳について、先学の成果を総合しながら概観し、特に死亡人記載に着目して分析する。死亡人記載も含め、計帳作成過程の研究において論じられてきたものに、近江国志何郡古市郷計帳と天平4年(732)山背国愛宕郡計帳があるが、まずは、神亀3年(726)山背国愛宕郡出雲郷雲上里・雲下里計帳(正集11・12)などから、一般的な京進歴名のあり方を整理しておく。

完成した計帳歴名は、統計部・歴名部・別項部からなるが、計帳作成前1年間の死亡人は、別項部に「名前+死亡年月(日)」という形で記載される。この人数は、統計部に「帳後破除」として計上される。一方、歴名部に死亡人の記載がないことから、歴名からは外されていることがわかる。以上のような一般的な計帳歴名における処理を踏まえて、次に近江国志何郡古市郷計帳(続修9)を検討する。

この文書については、神亀元(724)・2年、天平元(729)・2・3・4・5・6・14年の分が残っており、岸俊男、平川南らによってすでに検討されている⁷⁾。その成果によれば、これは、「手実」を自称し、統計部・別項部を持たない書式であるが、大友但波史吉備麻呂の所属する戸の分を抜き出したものである。捺印はない。これは、前年の手実に1年間の修正を加え、年齢を1歳加算して転写し、当年度の手実を作ったものであるが、名前の誤字が訂正されずに転写を重ねている場合もみられる。従って、「手実」を自称するものの、各戸から提出されたものではなく、郡で作成されたものかと推定される。

死亡人の扱いは、天平14年分のものからうかがえる。「手実」作成後1年間の死亡者について、個人名の上に丸印が付され、下に「死天平十五年二月十一日」と死亡年月日が記載される。この情報が、翌年の計帳(手実)に反映されたものと思われる。

次いで、天平4年(732)山背国愛宕郡計帳(続修10・11・12他)を検討する。この文書は、すでに彌永貞三、樋口知志、鷲森浩幸、渡辺晃宏らによって詳細に検討されている⁸⁾が、次節において出土籍帳類との関係を検討する必要から、先学による成果を整理しながら死亡人の扱いについて検討しておきたい。

この文書には、捺印がなく、加筆・訂正も甚だしいので、京進歴名ではない。天平4年計帳歴名に、その後1年分の異動を注記し、天平5年計帳歴名の草案に転用したものである。その注記の中には死亡人の記載も含まれるが、その注記には、墨と朱のものがあり、計4種の筆跡からなっている(以下、墨1、朱4など区別は、彌永貞三の分類に

従い、宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成 5、続修巻 1～25』八木書店、1992年における観察所見に基づいて修正した)。死亡注記には重ね書きがあり、複数の照合過程があったことを推定できる。

さて、死亡者の注記を詳細に検討すると、死亡日付のある者（a 秦人広幡石足戸婢大売〈『大日本古文書』(編年文書) 第 1 巻 516 頁)、b 秦人広幡東人戸口奈癸私造川見売〈同 518 頁)、c 葛野大連貳麻呂戸口桜連真刀自売〈同 531 頁)、d 同戸口桜連吉備麻呂〈同)、e 同戸口神直枚売〈同〉の 5 名) とない者 (6 名) がある。日付のあるものの書き入れを抽出すると、以下の通りである。

(名の上)	(名の下)
a 「死」(墨 2) 「了」(朱 4)	「死五年五月十日死」(朱と墨を混ぜた色)
b 「死」(朱 4)	「天平四年九月廿日」(朱)
c 「死」(墨 1 の上に朱 4 を重書)	「天平五年五月卅日死」(墨)
d 「死」(墨 1 の上に朱 4 を重書)	「天平五年六月三日死」(墨)
e 「死」(墨 1 の上に朱 4 を重書)	「天平五年六月五日死」(墨)

これらを整理すると、前年 9 月死亡者には、朱 4 のみが記入されており、当年 5・6 月死亡者には、墨 1 または墨 2 と朱 4 が二重に書き込まれていることがわかる。また、墨 1 の場合と墨 2 の場合で手順が異なることもわかる。こうしたことから、死亡月により扱いが異なることが推定できるが、この問題については後述する。

さて、以上の事例から、毎年計帳作成においては、前年度計帳歴名の控えに、1 年間分の死亡者を含む異動について注記し、これに基づいて、次年度計帳では、歴名部から死亡者を除外し、別項部に記載し、統計部に計上する、という手順を推定できる。

次いで、計帳以外の籍帳関係文書における死亡人の扱いについて整理しておく。正倉院には、2 通の「戸口損益帳」と仮称される文書が残されている。そのうちの一つ、和銅元年(708)陸奥国戸口損益帳⁹⁾(正集 26) は、大宝 2 年(702)籍以降、次の籍年である和銅元年までの、毎年計帳別項部を集成したものである。前回作成した戸籍との異動を照合するための文書であると推定できる。記載は戸ごとに分けられている。戸内の配列は男女順であり、御野型戸籍に近い。死亡人の扱いは、当該の人名の下に死亡年のみを注記している。

また、天平 5 年(733)右京戸口損益帳(続々修 19-7 裏)も、神亀 4 年(727)籍以降、次の籍年である天平 5 年までの、毎年計帳別項部を集成したものである。但し、様式は異なっており、記載は異動事由ごと(「死亡」「割往(附)」「析生」「割来」)に配列されている。死亡者については、人名の下に死亡年のみを注記する。

以上の事例から判断して、6 年ごとの戸籍作成においては、その間の計帳の別項部に基づいて各年度の異動を抽出し、それを戸口損益帳の形にまとめ、前回の戸籍と照合して、死亡者を削除するなどした新戸籍を作成するという手順を推定することができる。

奈良時代の戸籍には、死亡人の記載はないが、これは毎年の計帳および戸口損益帳で把握できるため、戸籍には必須ではなかったと推定できる。しかし、延暦4年(785)以降のものと推定される常陸国戸籍をはじめ、平安時代の戸籍には「死闕」の歴名がある。計帳や戸口損益帳との照合が機能しなくなったことと対応する可能性がある。

なお、本節の最後に、正倉院文書ではなく、時代も降り、戸籍や計帳そのものではないが、保安元年(1120)摂津国調帳案¹⁰)を取り上げ、大帳後死の取り扱いについて付言しておきたい。この文書は、12世紀のものであって、過去の遺制として儀礼的に作成した文書である。しかし、様式上は奈良時代に遡ると考えられ、本来の調帳の姿を知るためには重要なものである。これをみると、郡ごとに、調賦課の基準となる「大帳定課丁」の数を記した後、「大帳後死丁」数を控除し、調銭免除額の項目が計上されている。大帳後死帳の情報は調帳に反映されることになっていることがわかる。

第3節 出土文字資料の中の籍帳類

本節では、漆紙文書を中心とした出土文字資料のうち、戸籍、計帳に類似する文書について検討する。籍帳類は、伝世計帳も含め、別掲一覧表の通り¹¹)であるが、歴名様の記載を持つものをすべて採録しており、籍帳そのものではないものも含んでいる。まずは、計帳と判断できるものにつき、全体を概観しておく。

出土計帳には、都城遺跡出土のものと地方官衙遺跡出土のものがある。まず、都城出土漆紙文書をみると、京進計帳と推定できるものがあることがわかる。これは、計帳歴名が京進されたかどうかという議論を考えるための重要な材料となりうる。

一方、地方官衙遺跡出土漆紙文書をみると、様々な段階の計帳があることがわかる。大帳案およびそれから派生したと思われる統計文書や、国府保管用浄書本の計帳歴名・計帳歴名の草案または写しがある。ただし、多くの歴名文書については、計帳歴名の草案段階のものか、計帳歴名から派生した帳簿か、判別が困難な場合が多く、慎重に検討する必要がある¹²)。

次に、出土漆紙文書の中で死亡人に関するものがあるので、これについて検討する。

秋田城跡出土第16号漆紙文書は、人名の下に年齢と年齢区分を細字双行で記し、さらにその下に死亡年月日を付したものを、2段書きにて列記している文書である。年齢・日付の数字は大字ではない一般の数字を用いる。記載は戸ごとにまとめられている。死亡年月日は「去年九月七日死」から「今年六月十三日死」までわたっており、計帳作成の日程に合致している。修正・抹消があるので、浄書本ではなく、出羽国府における草案であろう。特に、「去年十一月三日死」は「死」を抹消しており、死亡の事実自体を削除している。

本文書は、死亡申告書の記載を出羽国府で統合したもの、または、前年度計帳歴名へ

の書き込みか、当年度計帳歴名の別項部から死者名・死亡年月日を抜き出したと推定できる。さらに、複数の資料を照合の上、修正したものであろう。

ただし、もし仮に歴名への書き込みのあり方が、天平4年山背国愛宕郡計帳と同じだったとすると、これには死亡年月日を記していない場合があるため、これから転記して年月日を有する死亡帳を作成することはできないということになる。従って、死亡申告書の記載を出羽国府で統合したものである可能性が高い。

長岡宮跡東辺官衙出土漆紙文書も、人名、年齢と年齢区分を同一の行に記し、その下に右寄せで死亡年月日を付したものを列記している文書である。年齢、日付の数字は大字ではない。死亡年は延暦9年(790)のもので、日付のわかるものは6月に限られる。これは計帳手実提出期限直前に当たるので、死亡の申告は手実提出時点に偏っていると考えられる。楷書で丁寧に書かれており、京進された死亡帳と推定できる。

このほか、死亡人に関わる帳簿の存在が、祢布ヶ森遺跡出土木簡(題籤軸)¹³⁾から知られる。平安時代の但馬国府と推定される祢布ヶ森遺跡からは、多数の題籤軸が出土しているが、その中に、「朝来郡/死逃帳/天長三□(右側面)/□長三年(左側面)」「(天長3年=826)と記したものと、「×方郡帳/七年死者」と記したものが含まれている。国府において、年単位、郡単位で死亡人・逃亡人を管理した帳簿であり、計帳作成に関連するものである。

ここで、「死逃帳」の具体的な姿について検討してみたい。結論から先に述べると、各戸の死亡人・逃亡人について、郡から逐次または月ごとに進上された申告書を、国府で貼り継いだものと推定できる。そのように考える理由は次の通りである。第一に、題籤軸は、運搬すると題籤の部分で折れやすいので、一般的に軸装のまま移動しないのが普通である¹⁴⁾。つまり、卷子の状態でも郡から進上されたものではない。従って、郡から個別に報告された文書を国府で貼り継いで保管したものか、国府で郡単位で作成した帳簿かのいずれかの可能性が高い。第二に、死と逃が混在していることから考えて、計帳歴名からの抜き書きではない。なぜなら、死亡人と逃亡人の計帳作成後の処理は別であり、同一の帳簿に整理する必然性はない。また、同一遺跡から出土した題籤軸に、単なる「死帳」も存在していることから、但馬国府で死亡人と逃亡人を合わせた帳簿を作成した可能性は低い。従って、完成した計帳歴名から死亡人と逃亡人を国府で抜き書きしたのではなく、郡から進上された死亡人・逃亡人の申告書を国府で貼継いだものと推定できるのである。

以上、死亡人に関する帳簿を出土文字資料から検討した。その結果、郡から国に進上された死亡人の申告書、これを国府で統合したもの(或いは計帳歴名への書き込みか別項部から死亡人記載を抜き出した帳簿)、それを浄書して京進した帳簿の3種が存在することが確認できた。

第4節 国府における死亡人の管理

本節では、これまでの検討を踏まえ、計帳作成過程における死亡人の把握の仕方と、それに伴って生成する帳簿について整理する。

令制では、課口および侍を支給される老・疾の人が死亡した場合は、10日以内に里長が死亡者の出た家とともに死亡月日を記し、国郡司に申告する規定であった。それ以外の死者があった場合、告朔または、計帳作成時（手実提出時）に申告することになっていた。大帳を作成した後、調庸を京進するために本国を出発する以前の死者については、徴収した調庸は返還する定めであった。令意では、調庸が本国を発つ時点が、返還の場合の期限であるが、『令集解』古記・令釈・『令義解』は京における調庸納入期限から所定の行程日数を遡った時点を取るとする。また、『令集解』古記所引請事・令釈所引請事では、調帳を作成した後の死者は、別紙にて報告することになっていた。ということは、大帳作成後、調帳作成までに把握された死亡人は、調帳に反映されていたということになる。実際、「撰津国調帳案」をみると「大帳後死丁」を計上する項目が存在する。

次いで、『延喜式』をみると「今年死亡帳」なる京進文書がみえ、当年度計帳作成時点までの一年間の死者についての帳簿とみられる。これは、大帳や、前年度計帳作成後調庸納入までの死者についての帳簿である「去年大帳後死帳」と照合されることになっていた。

一方、出土文字資料の中の死亡人に関する帳簿をみると、死亡人について郡から国へ逐次に申告した文書を国府で貼り継いで保管した帳簿、これを国府で統合したもの（或いは計帳歴名への注記が別項から死者を抜き出した死亡帳）、これを浄書して京進した死亡帳が存在したことがわかる。前二者は、照合の上、修正作業が行われた形跡もある。

さて、上記のような死亡人の把握がなされていたことを踏まえ、天平4年（732）山背国愛宕郡計帳の天平5年における書き入れにみる死亡人について再度検討してみよう。

まず、死亡日付のある者は、前年9月の者と、当年5・6月の者がある。前者は「去年大帳後死帳」に登載されていたはずであり、後者は当年の手実に記載されていた可能性が高い。逆に、それ以外の死亡日付のない者は、一般的な処理がなされたと考えられるが、日付が書いていないからといって、死亡年月日が不明のはずはない。なぜなら、それは翌年度の計帳作成のために必要なデータだからである。一般的な処理の中で死亡年月日のデータが手元にあったから記入することが不要であったと推定することが可能である。すなわち、「大帳後死帳」作成よりも後に死亡した者については、死亡後10日以内の申告書または告朔時点での申告書によって把握したのであろう。

なお、複数の「死」字が書き入れられていることからすると、複数の帳簿による照合

がなされていたということになる。日付のない一般的な死亡注記は「死」のみであり、逐次・告朔時申告書に基づいて注記したのであろう。また、「去年大帳後死帳」登載者の注記は、朱の「死」「天平四年九月廿日」のみであり、基づいた帳簿は一種だけで、逐次・告朔時申告書は参照していない。すなわち、「大帳後死帳」を作成した後は、逐次・告朔時申告書は不要であったということになる。これに対し、当年手実死亡記載のある者の注記は、朱と墨で二重になされている。これは、手実と別文書、恐らく逐次申告書とを照合している可能性を示している。

第5節 正税出挙と死亡人

本節では、計帳及び死亡人についての情報の利用のあり方についてさらに検討する。これらの情報は、調庸徴収のためだけに用いられるわけではなく、正税出挙にも利用された。

『類聚三代格』14出挙事、大同3年(808)9月26日太政官符は、正税出挙の徴収を厳正に行うことを命じたもので、内容自体は奈良時代に遡ることがらを含んでいる。その中に、「凡出挙正税者、捻_二計国内課丁_一、量_二其貧富_一、出_二挙百束以下十束已上_一、依_レ差普挙。」と記されているが、これは計帳のデータが正税出挙に利用されたことを端的にものがたる。さらに、「或負死者、令_二国司審察_一、依_レ実免除」とあり、借受人死亡の際は、返還を免除することになっていたことがわかる。これは死亡帳のデータに基づくことになる。

このことに関連して作成した帳簿として、天平11年(739)備中国大税負死亡人帳(正倉院文書正集35)が残っている。これは、死亡に伴う返還免除者を列記したもので、国単位で1巻とし、国・郡・郷ごとに人数を集計している。書式は、

「某里戸主某口某若干束〔穎若干束／穀若干斛〕天平十一年某月某日死」

となっており、死亡年月日が明記されている。日付をみると、天平11年3月10日から11月12日までのものがあり、春出挙を貸付けた後から、「大帳後死帳」に登載されたはずのものまでを含んでいる。ちなみに、『令集解』古記所引民部式では備中は中国であり、貢調期限は11月30日である。また、『延喜式』によれば京への行程は上9日下5日、海路12日である。「大帳後死帳」の対象とする期間は、『延喜式』では10月末までとされているが、行程を基準とするなら11月前半も含みうる。

大税負死亡人帳における死亡人の把握は、計帳に関わる「死亡帳」および「大帳後死帳」に基づくと推定できる。当然、これらを利用する前提として、貸付時に借受人名簿として計帳歴名を利用することが必要となる。

このように、正税出挙関係業務には、計帳や死亡帳のデータが利用されていたことがわかるが、これをうかがわせる文書が漆紙文書の中にある。

多賀城跡第96号漆紙文書は、一次利用面が計帳歴名様文書で、二次利用面が出挙関係文書である。同様に、多賀城市山王遺跡第4号文書（多賀城市教育委員会調査）も、一次利用面が計帳歴名様文書で、二次利用面が出挙関係文書である。一次利用の計帳歴名様文書が、完全に機能を失った単なる反古紙として出挙関係部署に払い下げられ、そこで出挙関係文書が紙背に書かれたという可能性も皆無ではないが、前述の背景を考慮するなら、計帳歴名の写しが、出挙関係部署にとって必要なデータとして伝達され、そこでしばらく有効な文書（出挙借受人名簿の基礎）として機能した後、不要となって紙背を再利用された可能性が高い。このほか、秋田城跡第2号文書は、詳細は不明であるものの、死亡や逃走についての統計記載を持つ文書の紙背に出挙関係文書が記されており、同様の背景が推定できる。

また、栃木県下野国府跡出土第13・15・16号漆紙文書は、正税出挙の進上を約した解文であるが、借受人の歴名は計帳に類似している。統計部・続柄はないものの、人名と年齢を列記し、戸主の注記もなされている。借受人名簿は計帳歴名のデータに基づいていたことが推測できる。また、秋田城跡出土第2号文書・第13号文書は、出挙貸し付けに関する歴名文書であるが、戸主名記載があることから、戸を単位としていることがわかり、これも計帳歴名に基づいた貸し付け管理ということができる。

以上のことから、計帳歴名様文書および死亡帳などが、計帳関係部署（平安時代にみえる「大帳所」「計帳所」）から、正税出挙関係部署（「税所」）に回されて、そこで借受人名簿の基礎として機能したことがうかがえる。国府の部署間で計帳のデータ・死亡帳のデータを共有して、行政事務を遂行していたのである。

おわりに

以上、煩瑣にわたったので、最後に計帳作成過程をまとめておきたい。国府には、前年度計帳歴名が控えとして保管されていたが、当年度の計帳歴名作成には、これが利用されることになる。死亡人の処理についていえば、去年大帳後死帳、郡から報告された逐次・告朔時死亡申告書、当年度手実における死者の記載などにより死亡人を把握し、前年度計帳歴名にその旨を注記する。この注記を踏まえ、当年度分として、歴名部から死亡人を外し、別項部に記載し、統計部に計上し、現存者について歴名部の年齢を1歳加え、全体の配列を整序して、新しい計帳歴名を作成することになる。この統計部の数値を基に、計帳目録で一国全体の死者数が算定される。

また、死亡申告書、前年度計帳歴名への死亡注記、または別項部における死亡人の記載に基づいて、当年度の死亡帳が作られる。死亡帳、（去年）大帳後死帳は京進され、計帳目録（大帳）と照合される。また、大帳後死のデータは調帳に反映され、調庸の勘会に際しては、当年度大帳後死帳に基づいて返還分の額が確認されたはずである。

一方、国では、計帳歴名や、死亡帳のデータが正税出挙関係の部署に回され、出挙事務に利用された。

このように、毎年の業務が行われていくが、6年に1度の戸籍作成に際しては、前回戸籍作成以後の、死亡人を含む異動を集約して戸口損益帳が作成され、照合に備えられることになる。

本稿は、主として出土文字資料中の籍帳類の検討を踏まえた事務手続の復元作業に開始してしまったが、その背後には、法規定およびこれに基づいて編成された戸という支配の枠組みと、不断に変化し続ける現実の社会との緊張関係という問題が横たわっている。変化する社会は籍帳から乖離していくが、律令国家は毎年の計帳作成事務を通じて現実と帳簿を照合し、修正しようとする。その過程で様々な文書が派生することになる。そうした作業を繰り返しながらも、最終的に籍帳制は機能しなくなるのであるが、いわゆる個人身支配の実態を検討するためにも、今後も出土事例が増加するであろう地方官衙で作成・保管された文書も含め、総合的に考察する必要がある。

註

- 1) 鎌田元一「計帳制度試論」(『律令公民制の研究』塙書房、2001年、初発表1972年)
- 2) 研究史整理は杉本一樹「『計帳歴名』の京進について」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、2001年、初発表1985年)を参照。
- 3) 梅村喬「律令的取収制度と大帳勘会について」「勘会制の変質と解由制の展開」(『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館、1989年)
- 4) 彌永貞三「山背国愛宕郡計帳について」(『日本古代の政治と史料』高科書店、1988年、初発表1974年)、樋口知志「所謂『因幡国戸籍』について」(『歴史』65、1985年)、同「律令的地方官衙における計帳の勘造」(『歴史』68、1978年)、鷲森浩幸「8世紀における計帳の作成過程(上)(下)」(『続日本紀研究』266・267、1990年)、渡辺晃宏「籍帳制の構造」(『日本歴史』525、1992年)など。
- 5) 平川南「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄——近江国計帳・出土計帳」(『漆紙文書の研究』吉川弘文館、1989年)、渡辺晃宏「籍帳制」(『文字と古代日本1支配と文字』吉川弘文館、2004年)
- 6) 古尾谷知浩『漆工房と漆紙文書・木簡の研究』(平成16年～18年度科学研究費補助金研究成果報告書、2007年)
- 7) 岸俊男「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年、初発表1965年)、平川南「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄——近江国計帳・出土計帳」(『漆紙文書の研究』吉川弘文館、1989年)
- 8) 彌永貞三「山背国愛宕郡計帳について」、樋口知志「律令的地方官衙における計帳の勘造」、鷲森浩幸「8世紀における計帳の作成過程(上)(下)」、渡辺晃宏「籍帳制の構造」(すべて前掲註4参照)
- 9) 岸俊男「いわゆる『陸奥国戸籍』の残簡」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年、初発表1956・1958年)
- 10) 「摂津国調帳案」九条家冊子本『中右記』紙背文書、『平安遺文』補48号文書。
- 11) 釈文については、別掲一覧表出典欄の報告書および拙稿『漆工房と漆紙文書・木簡の研究』(前掲註6)を参照されたい。

- 12) このほか、漆紙文書の籍帳類を通覧して気づく点として、以下のようなことがある。計帳の歴名部には、右京計帳手実や神亀三年山背国愛宕郡出雲郷雲上里・雲下里計帳のように、詳細な内訳を各項目1行で記すものが従来知られていたが、漆紙文書出土例の増加により、追い込みで2～3行に簡略に記すものが知られるようになった。また、歴名部において、年齢・年齢区分・身体的特徴などを人名と同じ1行で記すものと、人名の下に細字双行で記すものの2類型があることがわかる。また、戸口配列にも、続柄順のものと同課口・不課口順の2類型がある。正倉院文書中の計帳歴名および西海道・下総型戸籍は、詳細型（ただし戸籍はピラミッド型に集計を積み上げる記載）かつ1行型かつ続柄順であり、御野型戸籍は簡略型かつ細字双行型かつ男女順（課口・不課口順に近い）である。統計部・歴名部の特徴が西海道型・御野型と相関する場合とそうでない場合があり、現段階では時期的変化や地域的分布を議論することができないが、将来的に資料が増加した段階で検討すべき論点である。なお、宮城県教育委員会『山王遺跡IV』（1996年）では、簡略型統計部をもつ計帳が、計帳歴名である可能性と、手実である可能性を指摘している。
- 13) 『木簡研究』18、1996年。古尾谷知浩「衾布ヶ森遺跡出土の題籤軸」（『名古屋大学文学部研究論集』146、2003年）
- 14) 杉本一樹「律令制公文書の基礎的観察」（『日本古代文書の研究』吉川弘文館、2001年、初発表1993年）、同「文書と題籤軸」（『木簡研究』24、2002年）

茨城県鹿の子C遺跡第237号漆紙文書	戸口統計文書	—	—	—	鹿の子C遺跡漆紙文書」1983
茨城県鹿の子C遺跡第243号漆紙文書	歴名文書	不明	縮柄順か	一行書き	鹿の子C遺跡漆紙文書」1983
栃木県下野国庁跡第13・15・16号漆紙文書	出券関係解決	—	縮柄順か	一行書き	栃木県教委「下野国庁跡VII 木簡・漆紙文書調査報告」1987
栃木県下野国庁跡第11号漆紙文書	歴名文書	—	—	—	栃木県教委「史跡下野国庁跡I」1987
宮城県多賀城跡第58号漆紙文書	歴名文書	不明	不明	細字双行	宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡』1979
宮城県多賀城跡第96号漆紙文書	計帳歴名	不明	縮柄順か	一行書き	宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡』年報2006、2007
宮城県多賀城跡第58号調査出土漆紙文書	計帳歴名	簡略型	縮柄順	一行書き	宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡』年報1990、1991
宮城県山王遺跡宮城県教委調査八幡地区出土第4号漆紙文書	歴名文書	不明	不明	一行書き	宮城県教委「山王遺跡V」1987
宮城県山王遺跡宮城県教委調査多賀前地区出土第4号漆紙文書	歴名文書	不明	不明	細字双行	宮城県教委「山王遺跡III」1996
宮城県山王遺跡宮城県教委調査多賀前地区出土第6号漆紙文書	歴名文書	簡略型	縮柄順か	一行書き	宮城県教委「山王遺跡III」1996
宮城県山王遺跡宮城県教委調査多賀前地区出土第7号漆紙文書	計帳歴名	詳細型	不明	不明	宮城県教委「山王遺跡III」1996
宮城県山王遺跡多賀城市教委第10次調査出土第1号漆紙文書	戸口損益帳	—	不明	一行書き	多賀城市埋文調査センター「山王遺跡I」1997
宮城県山王遺跡多賀城市教委第17次調査出土第3号漆紙文書	計帳歴名	簡略型	縮柄順	一行書き	多賀城市埋文調査センター「山王遺跡I」1997
宮城県山王遺跡多賀城市教委第17次調査出土第4号漆紙文書	計帳歴名	不明	課口・不課口順	細字双行	多賀城市埋文調査センター「山王遺跡I」1997
宮城県山王遺跡多賀城市教委調査第4号漆紙文書	歴名文書	不明	縮柄順か	一行書き	宮城県教委「市川橋遺跡の調査」2001
宮城県山王橋遺跡宮城県教委調査第5号漆紙文書	歴名文書	不明	不明	一行書き	宮城県教委「市川橋遺跡の調査」2001
宮城県山王橋遺跡多賀城市教委調査第4号漆紙文書	戸口損益帳	—	縮柄順か	一行書き	多賀城市埋文調査センター「市川橋遺跡」2004
宮城県新田橋跡推定地出土漆紙文書	歴名文書	不明	不明	一行書き	田尻町教委「新田橋跡推定地3ほか」2001
岩手県胆沢城跡第43号漆紙文書	歴名文書	不明	不明	一行書き	胆沢市教委「胆沢城跡 昭和59年度発掘調査概報」1985
山形県城輪跡出土漆紙文書	兵士歴名か	—	—	一行書き	山形県城輪跡昭和57年発掘調査概報2」1983
山形県生石2遺跡出土漆紙文書	歴名文書	不明	縮柄順か	一行書き	山形県教委「史跡城輪跡報告書3」1987
秋田県秋田城跡出土第2号漆紙文書	歴名文書	不明	不明	不明	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集』1984
秋田県秋田城跡出土第8号漆紙文書	統計部少	不明	不明	不明	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集II』1992
秋田県秋田城跡出土第9号漆紙文書	計帳目録	—	—	—	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集II』1992
秋田県秋田城跡出土第13号漆紙文書	計帳歴名	不明	縮柄順	細字双行	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集II』1992
秋田県秋田城跡出土第16号漆紙文書	出券帳	—	—	—	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集III』2000
秋田県秋田城跡出土第17号漆紙文書	死戸帳	不明	不明	細字双行	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集III』2000
秋田県秋田城跡出土第18号漆紙文書	戸籍少	不明	縮柄順	一行書き	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集III』2000
秋田県秋田城跡出土第18号漆紙文書	計帳歴名	不明	不明	一行書き	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城出土文字資料集III』2000
秋田県秋田城跡出土第28号漆紙文書	出券帳	—	—	—	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城跡 平成12年度概報』2001
秋田県秋田城跡出土第29号漆紙文書	戸籍	簡略型	不明	一行書き	秋田県教委「秋田城跡発掘調査事務所『秋田城跡 平成12年度概報』2001
新潟県西部遺跡出土漆紙文書	歴名文書	—	—	—	新潟県西部遺跡出土漆紙文書」2006